

大使館便り

第232号 令和4年7月 日
在ポルトガル日本国大使館

1. 牛尾大使からの御挨拶

先月号の御挨拶にて当国の新型コロナウイルス新規感染者数（人口百万人当たり7日間平均数値）がEU域内で第1位となった旨に言及しましたが、その後、当国の同数値は世界第1位にも至りました。確かに体感的にも知り合い等が感染（人によっては再感染）した事実が以前よりも身近に耳に入るようになりました。その原因としてポルトガル当局は、4月後半から実施した緩和によるものだと説明していますが、しかし、同じように義務的なマスク着用機会を極力減らし、行動規制もほとんどなくなっている欧州他国との比較において、どうして当国の方が際だって高い新規感染者数を擁しているのかの有効な説明はなされていません。またサル痘の発症報告もじわじわと増しているところ、いずれの感染症にせよ油断はまだ禁物という現れなのかもしれません。当国当局としてはもはや「ゼロ・コロナ」ではなく「ウイズ・コロナ」でいく、すなわち従前のような厳格な諸規制はいまのところは考えていないそうですし、我々も過度に神経質になる必要はないかと存じますが、一応、個人レベルでできる対策にはまだ心掛ける方が良いでしょう。

2. 政治・経済関係

（1）フランシスコ・アンドレ外務・国際協力担当副大臣、日本を訪問

6月7日から11日にかけて、フランシスコ・アンドレ外務・国際協力担当副大臣が日本を訪問しました。アンドレ副大臣は、日本及びポルトガル、ケニア、国連大学のイニシアティブにより開催された、「フラグシップ・プルー・トーク」へ出席した他、鈴木貴子外務副大臣、上杉謙太郎外務大臣政務官、若宮健嗣国際博覧会担当大臣、衛藤征士郎日本・ポルトガル友好議員連盟会長、山田順一JICA副理事長とそれぞれ会談を行いました。また、東京外国語大学にも訪問し、同大学の学生とも交流しました。

（2）コスタ首相、英国を訪問。

6月13日、コスタ首は英国を訪問し、ボリス・ジョンソン首相と会談しました。会談ではウクライナ情勢及びNATOの防衛、二国間関係について意見を交わしました。両首相はウクライナ情勢及びNATOの防衛に関して「NATOの同盟国は、民主主義国家として強い絆を育み続ける必要があります、ウクライナに関しても同じ考えでいる必要がある。」と強調しました。また、二国間関係に関し、両首相は英国のEU離脱後初となる、二国間協力協定に署名しました。ポルトガルがEUに所属しているため、同協定の内容はEU・英国関係の

範囲内に留まるものの、英国のEU離脱以降の多様な分野における二国間関係を定義しています。コスタ首相は「本協定は7番目か8番目に署名されたものであるが、これまでのどの協定よりも包括的である。」と英国との新たな協力枠組みへの期待を述べました。

（３）インテルカンパス社の世論調査結果－６月

６月１７日、インテルカンパス社は政党支持に関する世論調査の結果を発表しました。ウクライナ情勢及び物価上昇への対応が続く中、与党・社会党（PS）の支持率は34.3%（前月比0.2ポイント減）に減少し、最大野党・社会民主党（PSD）の支持率は21.7%（同3.2ポイント増）と増加しました。PSとPSDの支持率の差は12.6ポイント（前月比3.4ポイント減）に減少しました。その他主要政党では、シェーガ党（CH）及びリベラル主導党（IL）の支持率が増加し、人と動物と自然の党（PAN）及び統一民主連合（CDU）の支持率が減少しました。同社による最近の政党別支持率は以下のとおりです。

【政党別支持率推移※¹】

政党	9月	11月	12月	1月	5月	6月
社会党（PS）	36.8	34.7	29.4	29.0	34.5	34.3
社会民主（PSD）	24.6	25.0	22.2	24.1	18.5	21.7
シェーガ党（CH）	8.6	5.6	7.4	5.8	7.7	8.2
リベラル主導党（IL）	5.5	3.7	5.3	4.6	6.8	6.9
左翼連合（BE）	9.7	6.9	5.5	7.0	5.2	5.2
統一民主連合（CDU※ ² ）	5.5	4.8	3.7	4.9	3.6	3.2
民衆党（CDS）	1.4	1.8	1.3	0.9	2.9	2.9
人と動物と自然の党（PAN）	3.3	3.9	2.9	3.5	3.6	2.7
Livre	0.4	0.2	0.7	0.5	1.8	1.2

※¹ 10月・2月～4月数値は未公表

※² ポルトガル共産党（PCP）・緑の党（PEV）の連合

（４）リスボンで第2回国連海洋会議が開催

６月２７日から７月１日にかけて、リスボンで「第2回『持続可能な開発目標（SDG）14』実施支援・国連会議（第2回国連海洋会議）」が開催されました。日本からは三宅伸吾外務大臣政務官を始め、外務省、環境省、水産庁からなる代表団が参加しました。また、三宅政務官は、同会議に出席した他、フランシスコ・アンドレ外務・国際協力担当副大臣及びエウリコ・ブリリャンテ・ディアス社会党国会担当団長との会談を行い、日本・ポルトガル交流480周年となる来年に向けた二国間関係の強化や、国際地域情勢について議論を交わしました。他にも、国連海洋会議に参加していた、ブラジル、ケニア、チリ、太平洋諸島

フォーラム（PIF）、国連環境計画（UNEP）の代表とバイ会談を、パラオ、ガーナ、フィジー、米国、トンガ、モザンビーク、インドネシア、国連防災機関（UNDRR）の代表らと短時間の立ち話を行いました。

（５）ケニア大統領及びナイジェリア大統領、ポルトガルを公式訪問。

６月２８日から２９日にかけて、レベロ・デ・ソウザ大統領は、ケニアのウルフ・ケニヤッタ大統領のポルトガル公式訪問を受けました。ケニアはポルトガルと共に第２回国連海洋会議の共催国の任を担っており、ケニヤッタ大統領はケニアで初めてポルトガルを訪問した大統領となりました。レベロ・デ・ソウザ大統領は、ケニヤッタ大統領との会談後「両国は何世紀も前、両国が王国であった頃から互いを知っていた。両国は常に未来を思い今日までの道を歩んできた。」と今後の両国関係の発展を期待しました。ケニヤッタ大統領は「兄弟である、レベロ・デ・ソウザ大統領が、ケニアへの招待を受諾してくれたこと喜ばしい。ポルトガルはモザンビークを始め、アフリカ大陸テロ対策に取り組んでおり、同役割に非常に感謝している。」と、レベロ・デ・ソウザ大統領のケニア訪問の可能性及びアフリカとの関係性について言及しました。レベロ・デ・ソウザ大統領とケニヤッタ大統領は、夕食を共にし、２９日のポルトガル・ケニア経済フォーラムに出席しました。

また、３０日には、レベロ・デ・ソウザ大統領は、ナイジェリアのブハリ大統領の公式訪問を受けました。ブハリ大統領との会談後の記者会見で、レベロ・デ・ソウザ大統領は「ブハリ大統領の訪問は、政治、経済、金融、外交の飛躍のための、非常に歴史的な訪問である。」とブハリ大統領の訪問を喜びました。両大統領は、会談後、ポルトガル・ナイジェリア経済フォーラムに出席し、夕食を共にしました。

２．広報・文化・その他関係

（イベント）

（１）「第 22 回セルヴェイラ国際芸術ビエンナーレ」の開催

７月１６日～１２月３１日、ヴィラ・ノヴァ・デ・セルヴェイラ市(Vila Nova de Cerveira)において、標記国際芸術ビエンナーレが開催されます。イベリア半島で最も古い４４年の歴史を有する本ビエンナーレでは、今回、日本を招待国として様々な展示を始め、現代アート国際コンクール、美術をテーマとしたワークショップ、子供体験アトリエ、アーティストによるパフォーマンス、講演・ディスカッション等が行われる予定です。当館は、７月１６日のオープニングに参加し、日本酒紹介事業も併せ実施いたします。

（報告）

（２）セトゥーバル市における JapanDAY の開催

６月１８日、セトゥーバル市において、セトゥーバル市、セトゥーバル・アカデミー他と

の共催による日本文化をテーマとした「JapanDAY」が開催されました。

リタ・カルヴァーリョ・セトゥーバル市政務官臨席の下、日本大使館からは、三井参事官、岩波広報文化担当官が出席し、オープニングにおける挨拶、日本酒での乾杯を行いました。

本イベントでは、和太鼓、武道デモンストレーション、コスプレ、日本映画上映、書道や折り紙ワークショップ、そして津軽三味線（一川響）と歌唱（望月あかり）のデュオ公演など、閉幕午後8時まで、盛りだくさんの催しで大いに賑わいました。



（お知らせ）

●広報文化班より

今後、当館主（共）催による日本関連イベント開催に当たり、大使館便りに加えてEメールによる招待状やイベント情報の送付を希望される方は、cultural@lb.mofa.go.jpまでご連絡下さい。

4. 領事関係

（1）新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルスは風邪と同様にせきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、うがい、咳エチケットの徹底、公共交通機関や閉鎖空間でのマスクの着用、なるべく人混みを避ける等の基本的な感染症対策につとめてください。日頃から保健総局のホームページや報道等により最新の情報を入手するようつとめてください。また、大使館ホームページにも関連情報を掲載していますので御利用ください。

〈参考〉

ポルトガル政府ホームページ（ポルトガル語）

<https://www.portugal.gov.pt/pt/gc22>

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

ポルトガル保健省保健総局新型コロナウイルス総合ページ

<https://www.dgs.pt/corona-virus>

内閣官房ホームページ

<https://corona.go.jp/>

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(2) 日本へ（一時）帰国をお考えの方へ

ア 2022年5月下旬、日本政府は入国時検査及び入国後待機期間の見直しを行い、オミクロン株の流入リスクを総合的に勘案の上、各国・地域を、「赤」、「黄」、「青」に区分しました。これにより、ポルトガルは「黄」に指定され、同年6月1日以降、以下の措置が適用されます。

新型コロナウイルスワクチン未接種、1回あるいは2回接種した方

ポルトガルからの入国者及び帰国者は、入国時の空港での検査で陰性と判定された場合、入国後7日間の自宅待機が求められます。ただし、入国後3日以降に自主的に受けた検査の結果が陰性であれば、その後の待機の継続は不要となります。また、入国後24時間以内に自宅等の待機場所まで移動する場合は公共交通機関の使用が可能です。

新型コロナウイルスワクチンを3回分接種した方

ポルトガルからのすべての入国者及び帰国者は、入国時の空港での検査は不要となり、入国後の自宅待機も求められません。

イ 一方、全ての入国・帰国者に求められている陰性証明書、質問票の提示及びアプリの登録が必要なことに変更はありません。陰性証明書については、当国発便の出発時刻から起算して72時間以内に受検した検査結果が有効となります。また、同陰性証明書には、厚生労働省所定の様式（[日本語・英語](#)又は[英語・ポルトガル語](#)）が必要ですので御留意ください。同様式による証明を行う当国内の医療機関・検査機関のリストは当館ウェブサイト（<https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/100178283.pdf>）に掲載しています。なお、日本が有効と認める検体、検査方法等全ての必要事項が英語で記載されている場合は、任意の様式でも差し支えありませんが、陰性の検査結果を提示できない場合、検疫法に基づき、日本への上陸が認められませんので御留意ください。

ウ さらに、日本到着時には、検疫所において、入国後の制約事項を遵守する旨の誓約が求められます。詳細は「[水際対策に係る新たな措置について（厚労省）](#)」を御参照ください。

エ 2022年3月9日から、日本への帰国・入国に際し、羽田空港、成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び福岡空港において、「ファストトラック」のご利用が可能

となりました。「ファストトラック」とは、入国時の検疫手続きの一部事前登録のことで、指定のアプリ（MySOS）上に、質問票、誓約書、ワクチン接種証明書、検査証明書を事前に登録することにより、入国時の一部検疫手続きを簡素化できます。詳細は、厚生労働省のウェブサイト（[ファストトラック \(mhlw.go.jp\)](https://mhlw.go.jp)）を御確認ください。

（３）ポルトガルへの入国について

６月３０日、ポルトガル政府は水際措置を更新し、７月１日以降、ポルトガルへの入国に当たっては、ワクチン接種証明書、陰性証明書のいずれも不要となりました。

（４）海外在留邦人等向けワクチン接種事業

４月１８日より、本邦の空港において５歳から１１歳の方への接種が始まりました。詳細は、以下の外務省海外安全HPを御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

（５）外国人の日本への入国

日本国とポルトガル共和国との間の一般旅券所持者に対する相互査証免除措置は現在停止されていますが、２０２２年３月１日から、外国人の新規入国については、受入責任者の管理の下、観光目的以外の入国が認められることになりました。同年６月１０日から、日本国内に所在する旅行代理店等の受入責任者が、入国者健康確認システム（ERFS）における所定の申請を完了した場合、「特段の事情」があるものとして、観光目的で短期滞在する外国人の新規入国が原則認められますが、「青」指定の国々のみに限られていますので、「黄」指定の当国からは同目的での入国はできません。詳細は、外務省ウェブサイト（[新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について | 外務省 \(mofa.go.jp\)](https://mofa.go.jp)）を御覧ください。

（６）海外に住んでいても国政選挙への投票は可能です。

ア 在外投票を行うには、在外選挙人名簿に登録し、あらかじめ在外選挙人証を取得しておく必要があります。在外選挙登録申請手続きについては以下のリンク先を御参照ください。また、登録申請を希望される方は、当館領事班宛てにお電話かメールで御来館の予約をお取りください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

イ 本年４月１日から、在外選挙人登録申請の際の本人出頭を免除する特例措置を開始しました。新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた行動制限措置等の対象地域にお住まいの方や遠隔地にお住まいの方など、一定の条件を満たす方は、ビデオ通話を通じた本人確認及び事前に郵送、電子メールによる送付又は託送された提出書類の原本確認を行うこと

によって、来館いただくことなく在外選挙人登録申請ができます。ご希望の方は事前に当館までご相談ください。

(7) 日本国内の空港における税関検査上電子申告ゲートの活用

現在、日本国内の6空港（成田国際空港、羽田空港、関西国際空港、中部国際空港、福岡空港及び新千歳空港）においては、税関手続の円滑化を図ることを目的として、税関検査場電子申告ゲートが設置されています。同ゲートの利用はIC旅券保持者に限られますが、人と人の接触を軽減するものでもあり、新型コロナウイルス感染症対策としても推奨されています。ご利用に当たっては、あらかじめ、以下のリンクから税関申告アプリをダウンロードいただきますようお願いいたします。

<https://itunes.apple.com/jp/app/id1454991621>

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.customs.EGateMobile>

(8) 在留届に関するお願い

近年、海外で生活する日本人の増加にともない、海外で事件や事故等思わぬ災害に巻き込まれるケースも増加しています。万一、在留邦人の皆様がこのような事故・災害に遭われた場合、当館は「在留届」を基に皆様の安否確認や援護活動を行っています。また、「在留届」を提出いただいた方々には、目下の新型コロナウイルス感染症に係る現況を始め、大規模事件・事故・自然災害、テロなどの安全に係る情報を提供しています。

「在留届」は、旅券法において、日本国外に住所または居所を定めて3か月以上滞在される日本国籍者を対象にその提出が義務づけられています。もし、ポルトガルに在住中のご友人・知人で、まだ在留届を提出していない方を御存じでしたら、届出を行うよう御案内ください。

また、本届により当館が把握している情報の精度を維持するため、ポルトガルからの転出及び帰国の際には、「帰国・転出届」のご提出も忘れずにお願いいたします。

届け出はこちらから→ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(9) 第三国出国の際の「たびレジ」登録のお願い

在留届を提出されている在留邦人の皆様は、普段は海外安全情報配信サービス「たびレジ」に登録する必要はございません。しかし、休暇、出張等で第三国にお出かけの際には、是非「たびレジ」の登録をお願いいたします。「たびレジ」に登録すると、渡航先の大使館・総領事館から、日本語で最新の安全情報がメールで届きます。また、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行を含め大規模な事件・事故、テロ、自然災害等緊急連絡のメールが届き、安否の確認や必要な支援などを受けることができます。

ご登録はこちらからお願いします→

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

(10) マイナンバーカードの取得について～海外から帰国したら～

ア あらゆるモノやサービスがインターネットでつながるこれからの時代において、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするためには、安全で確実な本人確認ができることが大前提になります。マイナンバーカードは、そのような時代に不可欠な本人確認ツールであり、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤となるものです。

イ マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ＩＣチップ付きのカードで、顔写真入りの公的な身分証明書です。また、マイナンバーカードを持っていると、自治体によっては、役所に行かなくてもお近くのコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得が可能です。毎日朝６時半から夜１１時まで利用でき、役所の窓口で手続をするよりも手数料が安くなる市区町村もあります（ただし、市区町村によって手数料やサービス内容が異なります。）。また、マイナンバーカードを用いて e-Tax による確定申告をはじめ色々な手続や契約を行うことも可能です。２０２１年３月からは、マイナンバーカードは健康保険証としても使えるようになりました。病院や薬局の受付でカードリーダーにマイナンバーカードをかざせば、カードのＩＣチップによりオンラインで保険資格の確認ができます。同３月の利用開始時点で全国の医療機関や薬局の６割程度においてまた、令和５年（２０２３年）３月末にはおおむね全ての医療機関や薬局においてカードリーダーが導入される予定です。

ウ マイナンバーカードは健康保険証として機能するので、就職や転職、引っ越しをした場合でも保険証の切替えを待たずにマイナンバーカードで医療機関の受診や薬局での受付ができる他、高額療養費の限度額認定証や高齢者の方の高齢者受給者証など健康保険証以外の書類の窓口への持参が不要になります。このように、マイナンバーカードを持つと本人活用が必要になる様々な手続きの場面で利便性が高まるといえます。

エ カードの交付手数料は無料です。まだお持ちでない方は、御帰国後速やかに取得申請を行って頂くようお願いいたします。

(11) 御来館時のお願い

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を念頭に、領事窓口は**予約制**を採っております。御来館の際は、事前にお電話かＥメールで予約をお取りいただきますようお願いいたします。関連頁はこちら→[大使館案内 | 在ポルトガル日本国大使館 \(emb-japan.go.jp\)](#)

(12) 当館領事業務へのご意見募集

当館では、領事サービスの向上を図るため、皆様からの御意見を募集しています。些細な事柄でも結構ですので、御意見・御要望等があれば、お気軽に下記領事班あてにＥメールにて御連絡下さい。

在ポルトガル日本国大使館（領事班）

住所：Avenida da Liberdade 245-6 1269-033 Lisboa

TEL：21-311-0560 FAX：21-354-3975 email：consular@lb.mofa.go.jp